



平成 28 年 8 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ボ ル テ ー ジ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 津 谷 祐 司
(コ ー ド 番 号 : 3 6 3 9 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 管 轄 松 永 浩
(T E L 0 3 - 5 4 7 5 - 8 1 9 3)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 9 月 29 日開催予定の第 17 期定時株主総会に「取締役に対して報酬として株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を付与する件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 理由

当社の取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社の取締役に対して報酬として株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を付与することとします。

2. 内容

(1) 新株予約権の割当ての対象者

当社取締役

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 15,000 株とし、1 個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株といたします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なきときは、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものといたします。

(3) 新株予約権の上限

150 個を本株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限といたします。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、当該払込金額は、各取締役が有する同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額 1 円に付与株式数を乗じた金額といたします。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日から 1 年を経過した日から 3 年間とします。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとしま

す。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由の存する場合はこの限りではありません。

② 新株予約権者が、新株予約権を行使することができる期間において、当社が認める業務上の理由で死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとします。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の承認を要するものとします。

(9) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとします。

(10) 新株予約権のその他の内容

上記(2)から(9)の細目および新株予約権に関するその他の内容等につきましては、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとします。

以 上